

市役所各課へは 代表番号 (☎24・1111) からお返しします



祝日の可燃ごみ収集

市クリーン推進課(☎0661) 4月29日(みどりの日)「収集し...」

国民年金保険料の学生納付特例・申請免除の申請を

佐世保社会保険事務所(☎341148) 市役所戸籍住民課 ●学生納付特例「承認期間はこと...」

電話加入権を公売します

市役所納税課

とき、とらる 4月23日10時、同課

住宅用地などの申告を

市役所資産課

住宅用地の申告 対象「家屋の新築、解体などで用途の変更があつた人...」

市役所各部署のEメールアドレスが変わります

3月31日までのアドレス @city.sasebo.nagasaki.jp 4月1日からの新アドレス @city.sasebo.lg.jp

【お尋ね】 市役所情報政策課

誕生祝金・記念品の申請を

市役所戸籍住民課、各支所

誕生祝金(2万円) 対象「本市に住民登録または外国人登録されて...」



誕生記念品(アルバム)

退職者医療制度

市役所戸籍住民課、各支所

条件はありませんが、会社などを退職して国民健康保険に加入した人が...」

有書図書類の追放を

市青少年教育センター

(☎0781)

子どもたちの健全育成を目的に、わいせつな雑誌やビデオ、CD、ROMなどを回収する「白ポスト」を...」



市子ども会育成連絡協議会に加入を

市教育委員会社会教育課

子ども会活動の活性化のために加入を。加入者は、市・県・全国の子ども会活動の様子が分かり、いろいろ...」

小、中学生がいる世帯に就学費用を援助

市教育委員会総務課

対象「次のことなどに該当する世帯で、援助を希望し必要と認められた人...」

けることになりす 患者の費用負担「本人、被扶養者(家族)とも通院、入院にかかわらず3割(70歳は1割または2割)」

人間ドックで体と歯のチェックを

市役所国民健康保険課

短期(半日)人間ドック 対象「老人医療受給者を除く30歳以上の本市国保加入者...」

老人医療対象者の高額医療費支給申請手続き

市役所国民健康保険課

月の自己負担限度額(所得により異なります)を超えた人は、申請により...」

健康保険税、国民年金保険料の減免を受けている 児童扶養手当を受けている 日雇い労働のため収入が不安定である 申し込み「各小、中学校 お尋ね」各小、中学校が同課

メーターから蛇口までの水道管に破損があつたら

水道局給水課

(☎241151) 東部営業所 (☎383326) 西部営業所 (☎472366)

破損や水漏れを見つけたら、佐世保上下水道管工事センター(☎24362)か、水道局の指定給水装置工事業者にご連絡を。道路などの水漏れは水道局給水課か、最寄りの営業所にお知らせください。

より安全でおいしい水を飲むために

水道局給水課

次の場合は念のため、使い始めのバケツ1杯程度は、飲み水以外にこ...」

「文化団体登録制度」が始まります

市では、登録された団体のピーアールや、団体への情報提供などを行い、文化活動を支援していきます。

主な登録条件 市内を中心に活動しているアマチュアの文化団体であること(政治的・宗教的な目的で活動しているものや、営利目的のものを除く)

登録項目 団体名、ジャンル、活動目的、代表者名、連絡先など(各項目ごとに公開・非公開を確認します)

受付期間 4月1日~30日(5月1日以降も随時受け付けますが、今回作成する登録団体一覧表には掲載されません)

申し込み 所定の様式で市役所文化交流課へ(登録は無料)

【お尋ね】 市役所文化交流課

4月は固定資産税第1期分の納付月です

市役所納税課

口座振替や納税組合のご利用を

の鉛管は取り替えをお勧めします。

トイレの水洗化工事に貸付金

水道局下水道管理課

公共下水道が利用できるようになると、区域内の建物の所有者は、3年以内に水洗トイレへ切り替えなければなりません。貸付金をご利用ください。貸付限度額「1戸当たり60万円 年利〇・三%(借り入れ月によって変動することがあります) 返済期間「5年(60回元利均等払い)」 市内在住の連帯保証人が必要

自動車リサイクル法が施行

市廃棄物・リサイクル対策課

(☎0660)

自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)が来年1月から施行されます。法が施行されるとリサイクルに必要な費用は自動車の所有者が負担することになります。この料金については、自動車メーカーがことしの夏ごろ公表する予定です。また、リサイクルのための解体・破砕を行う業者は、許可申請が必要です(7月から受け付け)。詳しくはお尋ねください。

人権 シリーズ

人権教育のための国連10年行動計画 市では、市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、日常生活の中で「住みたい街 佐世保」が実感できる心豊かで温もりのある社会の実現を目指し、平成12年度に「人権教育のための国連10年佐世保市行動計画」を策定しました。この行動計画を基に、人権尊重のまちづくりを努めています。 お尋ね 市役所人権啓発課